

税のオピニオンリーダー
それが経営者の団体「法人会」です。

法人とところざわ

H O U J I N T O K O R O Z A W A

No.

181

2025年 秋号



秋色・彩の森

彩の森公園は昭和48年に米軍から返還された基地跡地です。県営公園として位置づけられ緑豊かな都市環境の形成や、1年を通して多様なレクリエーションの開催を行っており、老若男女問わず賑わっています。

●写真提供：入間市観光協会

2025年秋号目次

所沢税務署定期異動	2
着任のごあいさつ	3
税務署だより	4～5
県税からのお知らせ	6
県税からのお知らせ／雑談・雑学の庭	7
法人会からの提言	8
チャリティーゴルフ大会のお知らせ／ 生活習慣病健診のお知らせ／新会員ご紹介	9
事業活動報告	10
法人会活動報告	11



一般社団法人 所沢法人会

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/tokorozawa/>

所沢税務署定期異動

7月10日付で定期異動が発令されました。
所沢税務署の主な方々の異動は以下の通りです。
(※網掛けの方は法人会担当)



(敬称略)

【新任者】

新 所 属	氏 名	旧 所 属
署 長	つた かわ かず ひろ 傳 川 和 広	上尾署 署長
副 署 長 (法人課税担当)	みや ざわ なお あき 宮 澤 尚 昭	国税局 調査査察部 調査第二部門 統括官
副 署 長 (個人・資産課税担当)	いし ほら せい じ 石 原 誠 治	(留 任)
副 署 長 (総務・管理運営・徴収担当)	えの もと よし ゆき 榎 本 芳 幸	財務省 主計局 厚生労働係 主計官補佐
総務課長	ひし かわ せい じ 菱 川 誠 司	国税局 総務部 納税者支援調整官
法人課税第一部門 統括官	みず の きよ み 水 野 清 美	(留 任)
法人課税第二部門 統括官	ふじ おか みち よ 藤 岡 道 代	(留 任)
法人課税第三部門 統括官	まつ うら あつし 松 浦 敦	熊本西署 法人課税第七部門 統括官
法人課税第四部門 統括官	く ぼ た ゆき なり 久保田 幸 成	川口署 法人課税第五部門 統括官
法人課税第五部門 統括官	たか はし たか ひろ 高 橋 岳 央	財務省 主税局 参事官室 税制専門官
法人課税第六部門 統括官	た むら みつる 田 村 満	(留 任)
連絡調整官 (法人)	さい とう じゅん こ 齋 藤 順 子	(留 任)
法人課税第一部門 上席調査官	ね いし やす かず 根 石 保 一	(留 任)

【転出者】

(敬称略)

旧 所 属	氏 名	新 所 属
署 長	こ ぼやし あきら 小 林 彰	高崎署 国税指導官
副 署 長 (法人課税担当)	と まえ とも ひさ 戸 前 知 久	東京局 調査第一部 特別調査官
総務課長	いし い たか みつ 石 井 貴 光	関東信越国税不服審判所 副審判官
法人課税第三部門 統括官	こ まつざき かず よし 小松崎 和 義	大宮署 法人課税第三部門 統括官
法人課税第四部門 統括官	こ いずみ こう いち 小 泉 浩 一	越谷署 法人課税部門 上席調査官
法人課税第五部門 統括官	まつ うら まなぶ 松 浦 学	国税庁 課税部 軽減税率・インボイス制度対応室 企画専門官

着任のごあいさつ

●所沢税務署長 傳川 和 広



この度の人事異動により、所沢税務署長として着任しました傳川でございます。よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人所沢法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、正しい税知識の普及や納税意識の向上に努められ、様々な地域活動を通じて社会の健全な発展に多大なる貢献をいただいております。

また、税に関する各種研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組みなどを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されておられます。

更に、租税教室への講師派遣及び「税に関する絵はがきコンクール」の開催等、租税教育活動にも積極的に取り組んでいただいております。小学校から税について関心を高め、社会や国を支える税の意義や役割を理解することは日本の未来にとって、極めて重要なことであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

これらの活動は、齋藤会長をはじめとする役員の皆様の卓越したご指導の下、会員の皆様が一致協力してご尽力されている賜物であり、ここに深く敬意を表する次第でございます。

さて、国税当局では、税務行政のDXとして、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え「事業者のデジタル化促進」に取り組んでいるところであり、今後とも、税務を起点とした社会全体のDXを推進してまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Taxにつきましては、皆様のご協力を頂きながら、その一層の普及及び定着に努めているところです。

法人税の電子申告については、申告書のみならず財務諸表等の添付書類も含めたALL e-Taxは、4社に3社の利用割合となっており、更なる利用をしていただけるよう、引き続き、積極的な周知と利用勧奨に取り組んでまいります。

また、申告以外の手続きにつきましても、納税面では「ダイレクト納付」といったキャッシュレスによる納付方法、納税証明書の手続きでは「納税証明書オンライン請求」といった方法で、ご自宅等から手続を行うことができ利便性が向上しておりますので、e-Tax申告と併せてぜひご利用いただければと思います。

消費税のインボイス制度につきましては、制度開始から2年が経過します。

インボイス制度の定着に向けて、継続して制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。引き続き、ご協力をお願いいたします。

貴会の皆様におかれましては、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、税務行政の良き理解者としてご尽力をいただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

今後とも、法人会及び会員の皆様と、私ども国税当局が、更なる協調関係を構築し、時代に即した申告納税制度の発展に取り組むことができれば幸いと考えております。

結びに当たりまして、一般社団法人所沢法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

税務署だより

国税庁

令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかる ページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整におい

「年末調整計算シート」(Excel)をご利用いただくことができます。

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。

※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。

詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和7年分の各種情報については令和7年10月頃に掲載します。

- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ 令和8年1月13日(火)

- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)

→ 令和8年1月20日(火)

- ◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

→ 令和8年2月2日(月)

※ このリーフレットは、令和7年12月1日以後に行う令和7年分の年末調整について、令和7年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

◎令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

・基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正されました。**

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・給与所得控除の見直し

給与所得控除の**最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。**

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。**

扶養親族等の区分	所得要件(※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

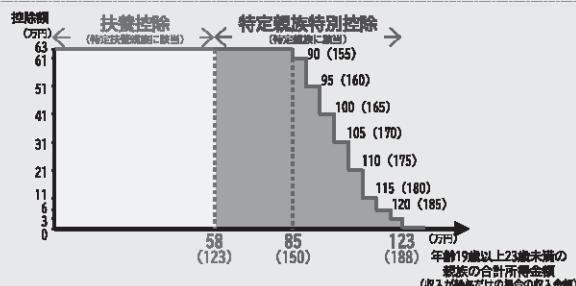
(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については親所得金額等の合計額)の要件をいいます。

・特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満の親族(注)**を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設されました。**

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人(従業員の方)に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。



《調書方式の場合の留意事項》

- ・従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要となります。
- ・控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます(控除証明書等の交付時期は、電子交付の場合は毎年11月中旬頃、書面交付の場合は入居2年目の11月下旬頃となります。)

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



県税からのお知らせ

個人住民税の特別徴収にご協力ください！

外国人を雇用する
事業主の皆様へ

外国人従業員が退職・帰国するときは
個人住民税の一括徴収をお忘れなく！

従業員の退職等があった場合は、
必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。



従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、
一括徴収・納入をお願いします。

※ 6～12月の間に退職等

従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※ 1～4月の間に退職等

従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入



従業員が日本から出国するまでに住民税を収めることができない
場合、必ず納税管理人の届けを出すようお伝えください。

※ 納税管理人は出国する前に日本に居住する方の中から定め、市区町村に届け出る必要があります。



特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、
簡単・便利な **elTAX** をぜひ御利用ください。

納入方法についてはこちらから



各種提出方法についてはこちらから



●お問合せ

各市町村の個人住民税担当窓口にお問い合わせください。



11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納税通知書により、納期限(12月1日(月))までに忘れずに納付してください。

個人事業税は、スマートフォン決済アプリ(りそなグループアプリ、PayPay、PayB、auPAY、ファミペイ、d払い、楽天ペイなど)から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法で納付することも可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で！

個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和8年度からご利用いただけます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課(電話 048・830・2664)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

「eLTAX(エルタックス)」で申告・納税!申請・届出も提出できます!

埼玉県では、地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX(エルタックス)」)を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・ゴルフ場利用税・県たばこ税・軽油引取税の申告・納税受付を行っています。利用開始方法など、詳細についてはeLTAXホームページをご覧ください。

また、県税に関する申請・届出の一部については、eLTAXにより電子的に提出することができるものもあります。eLTAXホームページでご確認ください。是非、eLTAXをご利用ください。

【お問合せ先】

eLTAX(エルタックス) ヘルプデスク(電話 0570-081459(ハイシンコク))

※上記の電話番号でつながらない場合(電話 03-6745-0720)

各県税事務所又は県税務課(TEL 048-830-2657 FAX 048-830-4737)



雑談・雑学の庭

●強いロボットにも弱点はある?

「観る将(自分では指さず観賞するだけの将棋ファン)」の筆者も驚いた。清水市代さんという女流棋士が、プロ棋士の集まり日本将棋連盟の会長に就任した。

現在、同連盟の所属棋士は男性だけ。女性(女流棋士)はいまだ「ガラスの天井」が破れない。そんな団体の会長に女性が就任。女子野球のキャプテンがプロ野球の球団社長になったようなものだ(「当たらずといえども遠からず」じゃない?)。連盟も粋なことするよね。

11月17日は「将棋の日」。旧暦のこの日に江戸城の將軍の前で将棋を指したことによる。

プロ棋士がコンピューター(将棋AI)に負けるわけがない!と豪語したある有名棋士がいた。コンピューターは将棋ロボットに姿を変え、後にある有名棋士は負けた。そして、時の名人もAIに負ける事態となった。以来、プロ棋士はAIと戦ってはならないという「お触れ」が出たとか出ないとか…。人間はAIに完全にお手上げなのである。

AIに苦しめられている人間をテレビで見ていた友人は「ロボットのコンセントを抜いてしまえ!」と叫んだ。「負けるわけがない」将棋が、AI躍進のアシストを務めたことになった次第で…。

フリーランスライター 藤木順平

筆者紹介

藤木順平(ふじき・じゅんぺい) フリーランスライター。日本笑い学会会員。

法人会からの提言

税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 斎藤 保
株式会社HJ特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については領域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、資金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除可能）の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）の延長 等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の専任法人会が組織され、創設以来70年におよび、国の経済とともなる「国」の分野を中心とした活動も全国的に展開し、世界経済の発展・発展に牽引してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた国の発展や各都道府県の発展、地域社会貢献活動に加え、次世代を担う企業への経営教育や税の啓発活動、さらには企業の格別コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保険給付の削減と安定的な国の歳入確保に資するための「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を推進した企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録が望めます。

公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinka.or.jp>



チャリティー ゴルフ大会

令和7年度『所沢法人会チャリティーゴルフ大会（9月5日（金）開催）』は台風15号接近に伴う強雨・豪雨の現地状況を勘案し、開催延期とし、下記日程に振替することと致しました。

【振替開催日程のご案内】

●開催日：令和8年3月25日（水） ●コース：武蔵カントリークラブ 豊岡コース

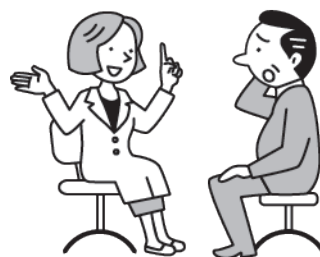
詳細につきましては、次号広報誌「法人とこざわ新年号」の同封チラシをご参照ください。



生活習慣病(成人病)健診のお知らせ

人間ドック形式による生活習慣病（成人病）健診を実施いたします。基本的な検査項目に加え動脈硬化の状態がわかる頸動脈超音波検査や女性健診などのオプション検査も充実し、短時間で効率良く受診することができます。詳細につきましては、別途郵送にてご案内しています。

実施日	会場
12月 1日（月）	所沢市民文化センターミューズ
12月 2日（火）	
12月 3日（水）	狭山市市民会館
12月 9日（火）	入間市産業文化センター
12月18日（木）	



所沢法人会 新入会 会員紹介

●令和7.6.16～9.15

※情報公開に同意いただいた新会員様のみ掲載

支部	会員名	住所	支部	会員名	住所
所沢支部	(株)クラシア	所沢市元町2-9 鈴木様方	狭山支部	南信工業(株)	狭山市広瀬台1-8-27
	(株)トコピスト	所沢市山口165-36		霧島実業(株)	狭山市北入曽694-15 第5田口ビル2階
	パインマム警備(株)	所沢市星の宮2-3-4		柴沢内装	狭山市下奥富1880-1
	(株)ヘルスライフサポートH&W	所沢市上新井4-59-5		up set	狭山市入間川1429-2 サンシャノワール203号室
	(株)佐光	所沢市北野1-23-36	入間支部	クラフト・アップS	入間市東藤沢2-16-15
	(株)オメホー	所沢市緑町4-8-16 コスモシティ301		(有)多摩鉄筋	入間市宮寺2698-10
	はにわ観光(株)	所沢市下安松1588-1 カサブランカ2-207		篠崎 香里	さいたま市南区南浦和3-35-4-2階 (株)FPパートナーさいたま中央支社 気付
	(株)笑糸	所沢市有楽町10-6		武藤 香織	さいたま市南区南浦和3-35-4-2階 (株)FPパートナーさいたま中央支社 気付
狭山支部	エイチエフユナイテッド(株)	所沢市くすのき台1-10-7 肥沼ビル3F	その他	電脳(株)	豊島区西池袋3-1-13 西池袋パークフロントビル3F
	(株)SH-Space	狭山市南入曽558-9		(株)CSスマイル	さいたま市緑区美園3-6-36
	キクチ電気	狭山市北入曽154-9			

飯能支部税と釣り大会



9月7日(日)、「第14回 税と釣り大会」が開催されました。所沢税務署副署長をはじめとする所沢税務署の職員とそのご家族も参加され、約60名の参加者は『有間溪谷観光釣り場』で「税金クイズ」に挑戦しながら「釣り大会」を楽しみました。「税金クイズ」は○×形式で4問出

題され、正解者には図書カードなど豪華賞品が抽選で贈呈されました。一方「釣り大会」は、終日好天に恵まれ参加者は多くの魚を釣り上げていました。大物賞、アルビノ賞、釣果賞、文化新聞社長賞など用意した多くの賞をお持ちいただくとともに、釣り上げた魚と持ち込んだ材料を観光釣り場内の施設でバーベキューにするなど、大人も子供も大いに盛り上がった一日となりました。

青年部会経営研修会開催

令和7年9月12日(金)、飯能市の「ホテルヘリテージ」に於いて「令和7年度青年部会経営研修会」が開催され、青年部会員を中心に48名が参加しました。

当日は、青年部会役員・税理士である山口孝氏を講師に迎え、「決算書の見方とその活用～経営の羅針盤を読み解く～」と題し講演を実施。「決算書とは何か?」「決算書の重要性とは?」「決算書の構成要素」「決算書の活用法」等につき、具体的事例を交えた講演がなされました。

会場の参加者は決算書の見方をしっかりと習得し、経営分析に活かそうと真剣に講演に聞き入っていました。

研修会終了後は、講師を交えた研修会参加者による交流会が開催され、地域の情報交換を始めとする各種意見交換が行われ、大いに盛り上がった研修会となりました。



第19回 法人会全国女性フォーラム 北海道大会 開催

令和7年9月18日(木)、札幌市の「札幌パークホテル」に於いて「第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会」が開催され、全国から多数の女性部会員等が参加(埼玉県連からは約110名)しました。

大会式典では開会、国歌斉唱、歓迎の挨拶、スローガンの唱和の後、公益財団法人全国法人会総連合 斎藤保会長の来賓挨拶に続き、高橋国税庁課税部長、鈴木北海道知事(ビデオ出演)をはじめとする多くのご来賓の祝辞を頂戴した後、「大会宣言」が読み上げられ、最後に次回開催地県連である埼玉県連女性部会連絡協議会の宇野会長による挨拶と埼玉県の紹介動画放映が実施されました。

大会式典前に開催された講演会では、伊藤亜由美氏(株)クリエイティブオフィスキュー代表取締役が「ストーリーあるプロデュース～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～」と題し講演されました。所沢法人会からは女性部会メンバー7名及び事務局計8名で参加。大変充実した有意義な女性フォーラム参加となりました。



所沢法人会活動報告

令和7.6.16～令和7.9.30

開催日	事業名
6月	17日 狭山支部／会員ゴルフ大会 (於:日高市 日高カントリークラブ)
	18日 新設法人税務研修会 (於:所沢税務署 会議室)
	23日 第1回研修委員会 (於:狭山市 ニックス)
7月	2日 第1回広報委員会 (於:狭山市 ニックス)
	4日 飯能支部／税務研修会 (於:飯能市 かみかみya)
	9日 青年部会／上期役員会 (於:飯能市 ホテル・ヘリテイジ)
	28日 女性部会／第2回役員会 (於:狭山市 ニックス)
8月	29日 組織厚生合同委員会 (於:入間市 魚いち)
	6日 第3回正副会長会議 第2回理事会 (於:所沢市 エステート白馬)
	21日 飯能支部／役員会・会員増強会議 (於:飯能商工会議所 会議室)
	28日 所沢支部／役員会 (於:所沢商工会議所 会議室)
	28日 法人税・消費税申告説明会 (於:入間市産業文化センター 会議室)
9月	9月1日 (於:所沢税務署 会議室)
	2日 (於:狭山市市民会館 会議室)
	4日 (於:飯能商工会議所 会議室)
9月	5日 狭山支部／役員会・会員増強会議 (於:狭山市 鳳鳴閣)
	7日 飯能支部／税と釣り大会 (於:有間渓谷観光釣り場)
	11日 経営者のための決算書の見方セミナー (於:所沢市民文化センター ミューズ)
	12日 青年部会／経営研修会 (於:飯能市 ホテル・ヘリテイジ)
	入間支部／役員会・会員増強会議 (於:入間市 魚いち)
10月	17～19日 全国女性フォーラム・北海道大会 (於:札幌パークホテル)
	22日 青年部会／飯能支部租税教室 (於:飯能市立富士見小学校)
	25日 会員一日研修会 (於:衆議院憲政記念館・赤坂離宮迎賓館)



新設法人税務研修会



第1回総務委員会



第1回広報委員会



青年部会／上期役員会



女性部会／第2回役員会



組織厚生合同委員会



第2回理事会



法人税・消費税申告説明会



経営者のための決算書の見方セミナー



青年部会／飯能支部租税教室



会員一日研修会



法人会の経営者大型総合保険制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

埼玉西支社/埼玉県所沢市くすのき台3-18-3第2リングスビル2F
 TEL 04-2003-2261

AIG AIG損害保険株式会社

埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
 TEL 048-641-4050

F-2019-1016(2019年8月27日)
 19-073026 2021-8



アフラックは、1983年より
 「法人会福利厚生制度」を
 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
 お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
 アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度
 法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 埼玉総合支社 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
 募集代理店が行います。